

幼児教育・保育の無償化に伴う財源措置について (地方財政の充実強化を求めて)

近畿部会提出

地方自治体を取り巻く行政課題が山積する状況にあつては、その課題解決の基盤となる地方財政の安定が必要不可欠です。

このような中、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化、令和2年度から導入される会計年度任用職員制度、GIGAスクール構想に伴う教育ICT環境整備等、様々な財政需要が地方自治体にとって非常に重たい負担となっています。

とりわけ、幼児教育・保育の無償化については、初年度は子ども・子育て支援臨時交付金による財源措置が行われましたが、令和2年度からは無償化に要する地方負担分を地方財政計画に全額計上し、地方負担全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入することで対応するとされています。

しかし、地方消費税交付金における増収の効果は未知数であり、地方への波及効果が出るまでには一定の期間が見込まれること、また、地方交付税による財源措置では不交付団体の場合、無償化の影響額に見合った財源の保障がされないなどの課題があります。

また、特に市内幼稚園、保育園における公立園の比率が高い自治体では、施設整備や維持管理に必要な経費が全て一般財源化されていることに加え、今回の無償化に伴う保育料収入の減収が、全額新たな負担に振り替わることで、財政負担の大幅な増加が見込まれ、市財政に非常に大きな影響を与えます。

幼児教育・保育の負担軽減、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の重要性を踏まえた無償化の実施という趣旨のもと、公立・法人立の別に関わらず幼児教育・保育の無償化が自治体財政に新たな負担を強いることがない制度の確立が求められます。

〔要望内容〕

幼児教育・保育の無償化に伴う地方における負担を軽減し、幼児期の教育の充実を図るため、子ども・子育て支援臨時交付金による財源措置の継続をお願いします。

また、公立・法人立に関わらず無償化の実施による減収分、新たな支出に要する費用についての補填を行うなど、無償化が自治体財政に影響を与えないよう、将来に亘る安定的かつ恒久的な財源の確保について、特段の配慮をお願いします。

特に公立保育園、幼稚園が地域における幼児教育・保育の大きな担い手となっている地域がある現状も踏まえる中、公立保育所等に対する財源措置をお願いするとともに、様々な行政課題への対応に伴う財政の逼迫状況を推察いただき、地方財政の充実強化を図られるよう強く要望します。